

弁理士制度について

【旧弁理士法】

弁理士業務は特許庁に対する工業所有権出願手続代理が中心



【平成12年法による全面改正】

裁判外紛争処理業務（ADR）の追加

仲裁申立：2件、調停申立：20件、相談：約1200件

（日本知的財産仲裁センター）

知的財産取引契約の仲介・代理、相談業務の明確化

工業所有権から知的財産権（著作権、営業秘密等）へ業務拡大
著作権等に関する義務研修の実績（受講対象者の9割が受講済）
を踏まえ、平成14年2月1日より施行

事務所の法人化、複数事務所（支所）の設置の解禁

特許業務法人：14法人、支所：66ヶ所に全国展開

弁理士ゼロ県の解消

弁理士試験の抜本的改革による弁理士大幅増員

弁理士数 4100人（平成11年5月末） 4800人（平成14年3月末）

平成14年5月より新弁理士試験を実施



【今回の法改正】

特許権等侵害訴訟における訴訟代理権の付与